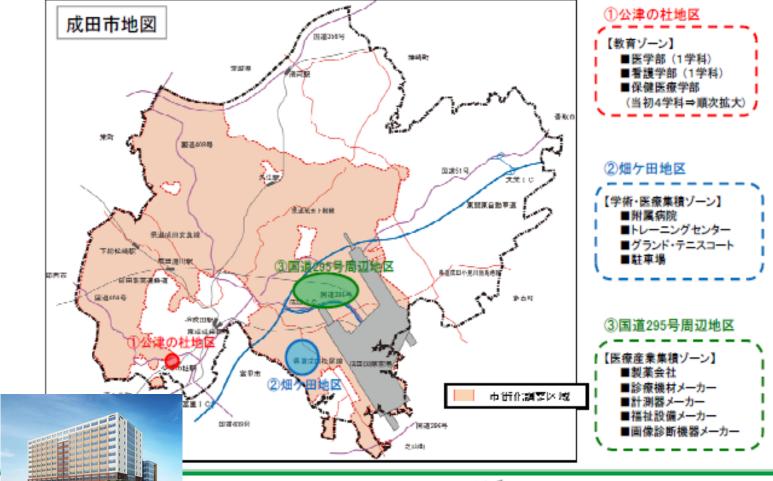




国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。









目次

- / ° | 1
 - 三位一体改革とは?
- / ° | 2
 - どうなる7対1、地域包括ケア病棟?
- / ° | 3
 - どうなる療養病床と介護医療院?



パート1 三位一体改革とは?

- ①地域医療構想
- ②働き方改革、③医師偏在対策

三位一体改革

2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

- 1 医療施設の配置の最適化と連携の推進 ~地域医療構想の実現~
- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③病診/病病連携のための医療情報ネットワークの構築やオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化 (タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化等)
- ③ <u>医師偏在対策</u>による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在 の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携、集約化・重点化の推進(これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

3 実行性のある医師偏在対策の着実な推進

- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の施行
- 医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
- 将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
- ・ 地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を 都道府県ごとに算出
- ② 地域におけるプライマリ・ケアに対応するための総合診療専門医の確保

①地域医療構想



千葉県地域医療構想調整会議

病床機能報告における4医療機能について

○ 各医療機関(有床診療所を含む。)は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」 と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、 小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に 高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頚部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復 帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者 又は難病患者等を入院させる機能

- **回復期機能については、**「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リ ハビリテーションを提供していなくても**「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、回 復期機能を選択できる**。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能 を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択 すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の 役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

地域医療構想について

- 「医療介護総合確保推進法」により、平成27年4月より、都道府県が「地域医療構想」を策定。平成28年度 中に全都道府県で策定済み。 2015年
 - ※「地域医療構想」は、二次医療圏単位での策定が原則。
- 〇「地域医療構想」は、2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、医療機能ごとに2025年の 医療需要と病床の必要量を推計し、定めるもの。
- 都道府県が「地域医療構想」の策定を開始するに当たり、厚生労働省で推計方法を含む「ガイドライン」を作 成。平成27年3月に発出。



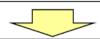
病床機能報告

更なる機能分化を推進

医療機能の現状と今後の 方向を報告(毎年10月)

(「地域医療構想」の内容)

- 1.2025年の医療需要と病床の必要量
- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療 需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- 都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計
- 2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、 在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、

機能分化・連携については、 「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

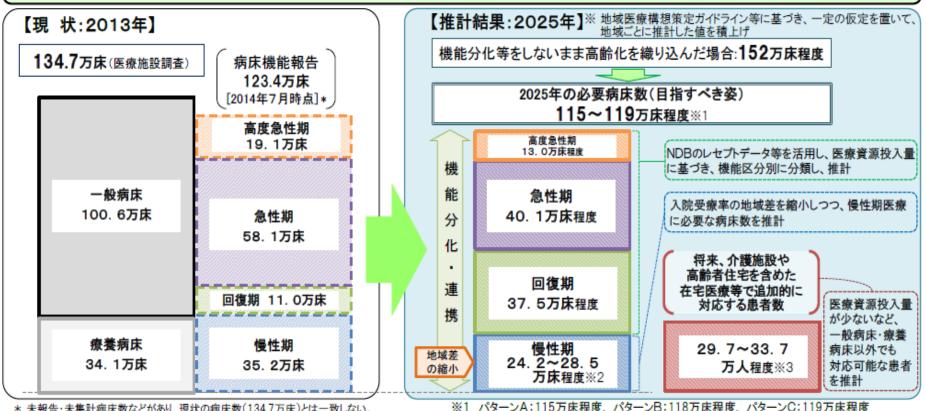
都道府県

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果(全国ベースの積上げ)

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、

 患者の視点に立って、

 どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な 場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のな い医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
 - (→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環)
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医 療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- □>・地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、
 - 慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられる よう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。



* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を 選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

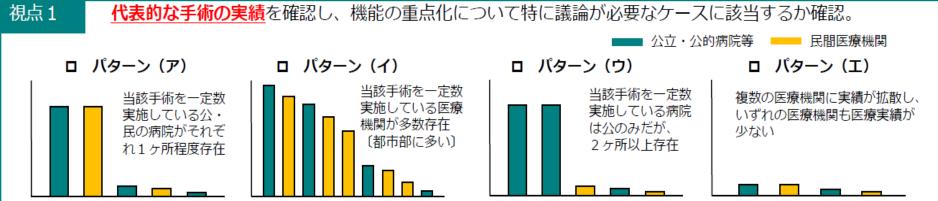
※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度

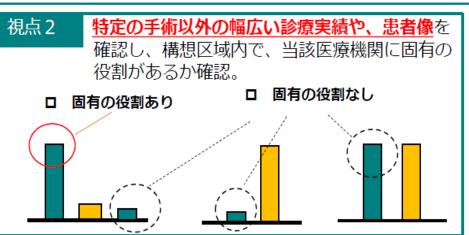
※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度

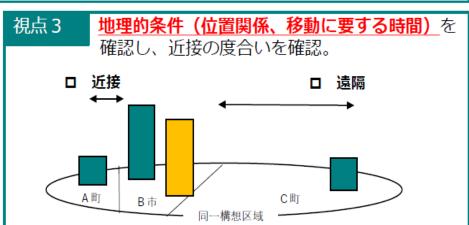
※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度

具体的対応方針の評価方法に関する基本的なイメージ

第19回地域医療構想に関するWG (平成31年2月22日) 資料1-2改







«評価の視点のイメージ»

- ① **手術実績が一定数ある医療機関が複数存在している場合**、公立・公的病院等は地域の医療需要やそれぞれの病院が診療する<u>患</u> **者像等を確認**し、地域の民間医療機関では担うことができない医療提供等に重点化されているかを確認する。
- ② 各々の手術によって構想区域の競合状況が異なるため、<u><mark>特定の手術のみではなく、手術以外の診療実績も含めて、</u>地域の民間 医療機関では担うことができない固有の役割があるか確認する。</u></mark>
- ③ 診療実績が少ない、構想区域内で固有の役割が無いといった状況にある公立・公的医療機関等については、<u>地理的条件等を踏</u> まえ、他の医療機関等との近接状況を確認する。
- ④ 以上をふまえ、<u>当該医療機関でなければ担うことができない機能への重点化が図られているとは言い難い公立・公的医療機関</u> 等は、再編統合やダウンサイジング、機能転換といった対応策を念頭に、地域医療構想調整会議での議論を更に深める。

南和地域の広域医療提供体制の再構築

発想の契機

- ·町立大淀病院
- ·県立五條病院

·国保吉野病院

3つの公立病院(急性期)がそれぞれ 医療を提供



救急機能 を**1**病院 に集約

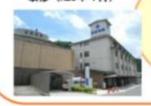
連携内容

医療機能が低下している3つの公立病院を、1つの救急病院(急性期)と2つの 地域医療センター(回復期・療養期)に役割分担し、医療提供体制を再構築

12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を実施

南和広域医療企業団

回復期・慢性期 吉野病院 改修(H28年4月)





連機

急性期 • 回復期

南奈良総合医療センター 新設(H28年4月)

回復期·慢性期

五條病院 改修(H29年4月)



連携の成果

- ・急性期から慢性期まで切れ目の無い医療提供体制を構築
- · 救急搬送受入数 計 5.7件→11.2件/日(H28年度実績)
- ·病床利用率 65.0%→88.8% (H28年度実績)
- ・へき地診療所との連携強化

(医療情報ネットワークで結び、病院の予約や検査結果の相互利用)



南和地域の医療提供体制の再構築、ドクターヘリの運用により、救急医療、へき地医療、災害医療等が充実

地域医療再編は働き方改革にも通じる

②働き方改革



2018年6月

働き方改革関連法

時間外労働(残業)の上限を規制



大企業 2019年4月~

中小企業 2020年4月~

【原則として】

り 月45時間・年360時間

【例外でも】

- (L) 年720時間以内(※休日労働を含まない)
- ⑤ 単月100時間未満、 2~6か月平均80時間以内(※休日労働を含む)



医師への適用は 2024年4月~、 🥶 上限時間も別に設定



応招義務の問題から、 上限規定の適用を 2024年まで猶予する

この間、「医師に適用する規制の具体的な在り方」 「医師の労働時間短縮策」を、先の検討会で議論し、 2019年3月末までに結論を得る。

医師の働き改革の3つのポイント

①上限時間

②自己研 鑽·宿日直

③タスシェア・ シフト

上限時間等の制度 的な議論の整理と 複数案 労働としての診療と自己研鑽の時間的区分はむっかしい,

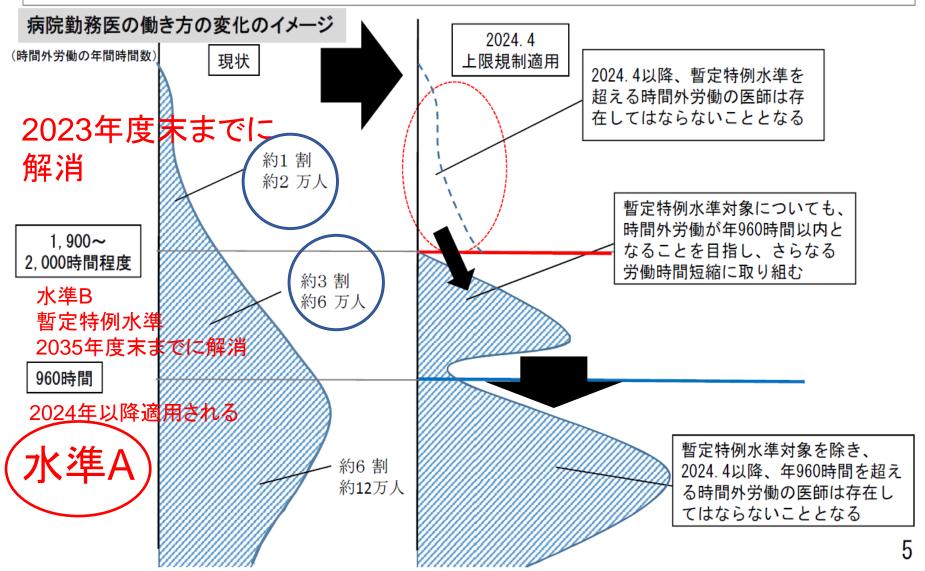
昭和24年の宿日直 許可基準について、 現在の実態を踏ま えた解釈の現代化 が必要。 看護特定行為、医師事務作業補助者、 複数主治医、医師 のシフト制など

①時間外労働時間の上限規定

- 超過重労働(上位10%、2万人)の時間外労働短縮が最優先事項
 - 「時間外労働年1860時間」は36協定でも超えられない上限
- 水準A(2024年度以降適用される水準)
 - 勤務医に2024年度以降適用される水準
 - 時間外労働年960時間以内・月100時間未満
- 水準B(地域医療確保暫定特例)
 - 地域医療確保暫定特例水準
 - 時間外労働年1860時間以内·月100時間未満
- 水準c(技能向上)
 - 若手医師が短期間に集中的に行う技能向上のため
- *連続勤務時間制限28時間、勤務間インターバル9時間
- 働き方改革を進めるためには、地域での医療連携、さらに は医療機関の集約も必要

2024年4月とその後に向けた改革のイメージ②(案)

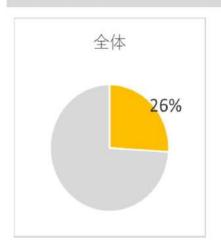
□ 2024.4以降、暫定特例水準を超える時間外労働の医師は存在してはならないこととなり、暫定特例水準対象の医師 についても、時間外労働が年960時間以内となるよう労働時間短縮に取り組んでいく。

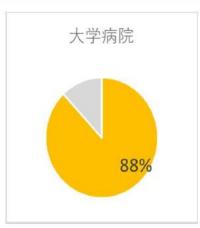


地域医療確保暫定特例水準(案)を超える働き方の医師がいる病院

週勤務時間が80時間を超える者がいる病院の割合

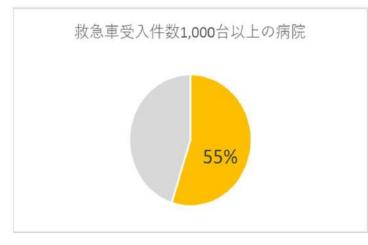
B水準超の勤務医がいる病院

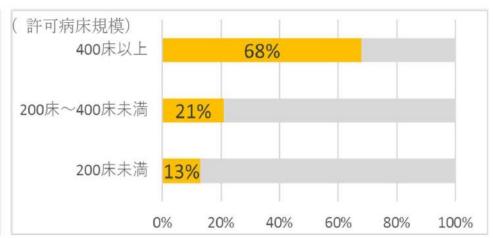








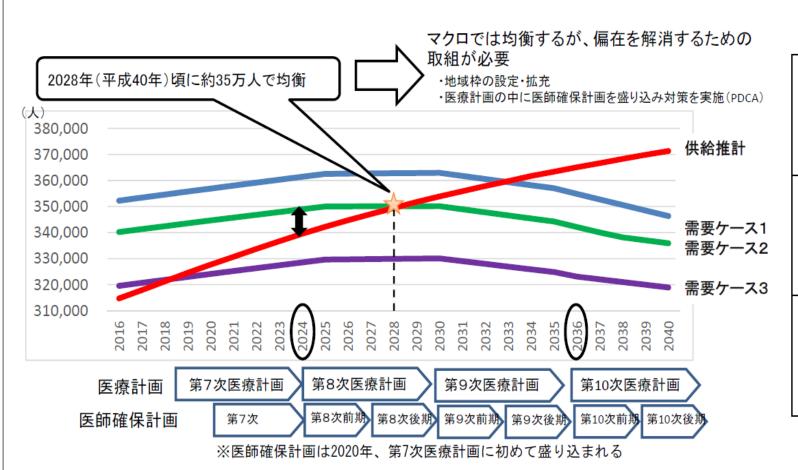




※「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究 班)結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診療外時間」「待機時間」の合計でありオンコール(通常の 勤務時間とは別に、院外に待機して応急患者に対して診療等の対応を行うこと)の待機時間は除外。医師が回答した勤務時間数であり、回答時間数すべてが労 働時間であるとは限らない。救急機能とは、救急告示・二次救急・救命救急のいずれかに該当すること。

地域医療確保暫定特例水準を設定する必要性①(医師需給との関係)

- □ 医療需要は、人口減少等を背景に、2030年以降にピークを迎え減少する見込み。医師需給は、労働時間を週60時間程度に制限する・7%のタスク・シフティングを実現する等の仮定をおく「需要ケース2」において、2028年頃に均衡すると推計されるが、この場合であっても2024年段階ではまだ約1万人の需給ギャップが存在。
- □ さらに、マクロで医師需給が均衡した後も、引き続き偏在を解消するための取組が必要であり、都道府県単位で偏在を解消する目標年は、2036年とされている(医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会において議論)。



(仮定)

需要ケース1: 労働時間を週55 時間に制限等≒ 年720時間の時間 外・休日労働に 相当

需要ケース2: 労働時間を週60 時間に制限等 = 年960時間の時間 外・休日労働に 相当

需要ケース3: 労働時間を週80 時間に制限等= 年1,920時間の時 間外・休日労働 に相当

最重要課題は医師の働き方改革



中医協委員 猪口雄二氏

- 「私自身は、2018年度の 診療報酬と介護報酬の同 時改定よりも、医師の働 き方改革の問題の方が大 きいと考えている」
- 医師のシフト制などが 基本になりである。
 本になったできないと、はいる病でできないのできないのできないのできないのできないできない。
 大ではいるのがはないのではないできないのできないのできないのできない。

総合入院体制加算

• すでに施設基準に「病院勤務医の負担軽減・処 遇改善に資する体制の整備」が盛り込まれてい る

「医師の勤務状況を把握し、改善提言を行う責任者の配置、多職種からなる役割分担推進委員会の設置、勤務医の夜間も含めた勤務状況を把握した上で、特定人に業務集中が起きない勤務体系の策定、当直日の翌日は休日とする、予定手術の術者は前日の当直・夜勤を行わない」

③医師偏在対策



医師偏在指標

これまで長らく 「人口**10**万人対医師数」が指標として 用いられてきた

医師偏在指標に関する課題の整理

事者の霊絵に関する検討会

人口10万人対医師数における課題

1 - 1.

人口構成(件・年齢構成)の違いを反映できていない

1 - 2.

患者の流出入等を反映できていない

1 - 3.

へき地等の地理的条件を反映できていない

1 - 4.

医師の性別・年齢分布について反映できていない

1 - 5.

入院、外来などの機能ごとの偏在の状況、診療科別の医 師の偏在の状況を反映できていない

医師偏在指標における対応



地域ごとの医療需要について、人口構成の違いを踏まえ、 受療率を用いて性年齢調整を行ったものを用いてはどうか。



昼間人口と夜間人口のそれぞれを用い、実態に応じた一 定の重み付けを行ったものを用いてはどうか。

患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入 実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととしてはどうか。



法律上、医師確保対策の対象とされている「医師の確保 を特に図るべき区域」に、医師少数区域以外の二次医療 圏に存在する無医地区、準無医地区(へき地診療所設 置済み地区を含む。) も一定の考え方の下、含めることを 検討してはどうか



医師の性・年齢階級別の平均労働時間で重み付けを 行ったものを用いてはどうか。



入院外来別の医師偏在については、外来医療機能の不 足・偏在等への対応について検討する際に併せて検討す ることとしてはどうか。



診療科別の医師偏在については、喫緊の対応として小児 科と産科についての指標を暫定的に作成してはどうか。

(参考) 現在時点の医師偏在指標について

医療従事者の需給に関する検討会 第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日) 資料3-1(抜粋・一部改変)

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来の人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

標準化医師数 = ∑性年齢階級別医師数×性年齢階級別平均労働時間 全医師の平均労働時間

地域の標準化受療率比(※1) = 地域の期待受療率 ÷ 全国の期待受療率(※2)

地域の期待受療率(※2) = <u>Σ(全国の性年齢階級別受療率×地域の性年齢階級別人口)</u> 地域の人口

注)患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。 へき地などの地理的条件については、「医師の確保を特に図るべき区域」として、一定の考え方の下で考慮することとする。

医師偏在指標の傾向

- 医師偏在指標については、
 - 人口の高齢化率の高い地域(医療需要が高くなる)
 - 患者の流入の多い地域(医療需要が高くなる)
 - 医師の高齢化率の高い地域(医師供給が少なくなる)

の順位が、人口10万人対医師数と比較して、下がる傾向がみられる。

●三次医療圏別医師偏在指標(暫定) (指標値降順)

・本資料における医師偏在指標は、患者の流出入を反映した指標である。

上位33.3% 下位33.3%

都道府県コード	医療圏名	医師偏在指標	順位
	全国	238.3	
13	東京都	329.0	1
26	京都府	314.9	2
40	福岡県	300.5	3
47	沖縄県	279.3	4
33	岡山県	278.8	5
27	大阪府	274.4	6
17	石川県	270.4	7
36	徳島県	265.9	8
42	長崎県	259.4	9
30	和歌山県	257.2	10
31	鳥取県	255.0	11
39	高知県	254.3	12
41	佐賀県	251.3	13
43	熊本県	248.5	14
37	香川県	247.8	15
25	滋賀県	243.5	16
28	兵庫県	243.0	17
29	奈良県	241.1	18
34	広島県	240.4	19
44	大分県	238.0	20
32	島根県	235.9	21
04	宮城県	232.7	22
14	神奈川県	231.8	23

都道府県コード	医療圏名	医師偏在指標	順位
38	愛媛県	231.0	24
18	福井県	230.9	25
46	鹿児島県	229.8	26
23	愛知県	225.3	27
01	北海道	222.0	28
09	栃木県	216.7	29
19	山梨県	216.4	30
16	富山県	216.2	31
45	宮崎県	210.6	32
35	山口県	210.3	33
24	三重県	208.8	34
10	群馬県	208.2	35
21	岐阜県	204.7	36
12	千葉県	200.5	37
20	長野県	199.6	38
22	静岡県	191.1	39
06	山形県	189.4	40
05	秋田県	180.6	41
08	茨城県	179.3	42
11	埼玉県	178.7	43
07	福島県	177.4	44
02	青森県	172.1	45
15	新潟県	169.8	46
03	岩手県	169.3	47

二次医療圈別医師偏在指標



医師確保計画を通じた医師偏在対策について

資料1(抜粋·一部改変)

大

背景

- ・ 人口10万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

医師の偏在の状況把握

医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客 観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢 構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

医師偏在指標で考慮すべき「5要素」

- 医療需要(ニーズ)及び 将来の人口・人口構成の変化
- 患者の流出入等
- へき地等の地理的条件
- 医師の性別・年齢分布
- 医師偏在の種別
 - (区域、診療科、入院/外来)



医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の335二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位 の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区 域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

> 全国335医療圏 下位〇% 上位〇% ⇒医師少数区域 ⇒医師多数区域

> > 3位 2位 1位

国は、都道府県に医師確保計画として以下の内容を策定するよう、ガイドラインを通知。

『医師確保計画』(=医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」)の策定

医師の確保の方針

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを 踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

- (例)・短期的に医師が不足する地域では、医師が多い地域 から医師を派遣し、医師を短期的に増やす方針とする
 - 中長期的に医師が不足する地域では、地域枠・地元 出身者枠の増員によって医師を増やす方針とする 等

確保すべき医師の数の目標 (目標医師数)

(三次医療圏、二次医療圏ごとに策定)

医師確保計画策定時に、3年間の計画期間の終 了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指 標を踏まえて算出する。

3年*ごとに、都道府県において計画を見直し(PDCAサイクルの実施)



* 2020年度からの最初の 医師確保計画のみ4年 (医療計画全体の見直 し時期と合わせるため)

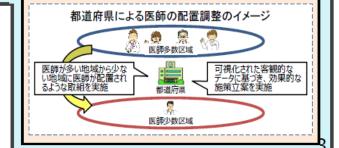
医師偏在指標

医療圏の順位 335位 334位 333位

目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成 するための具体的な施策を策定する。

- (例)・大学医学部の地域枠を15人増員する
 - 地域医療対策協議会で、医師多数区域のA医療圏 から医師少数区域のB医療圏へ10人の医師を派遣 する調整を行う



三次医療圏の医師の多寡の状況による医師の確保の方針の違い(案)

医師少数三次医療圏:他の医師多数三次医療圏からの医師の確保ができることとしてはどうか。

医師中程度三次医療圏:医師少数区域(二次医療圏)が存在する場合には、必要に応じて、他の

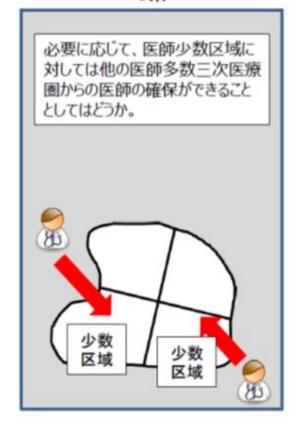
医師多数三次医療圏からの医師の確保ができることとしてはどうか。

医師多数三次医療圏:他の三次医療圏からの医師の確保を行わないこととしてはどうか。

医師<u>少数</u>三次医療圏 A県



医師<u>中程度</u>三次医療圏 B県



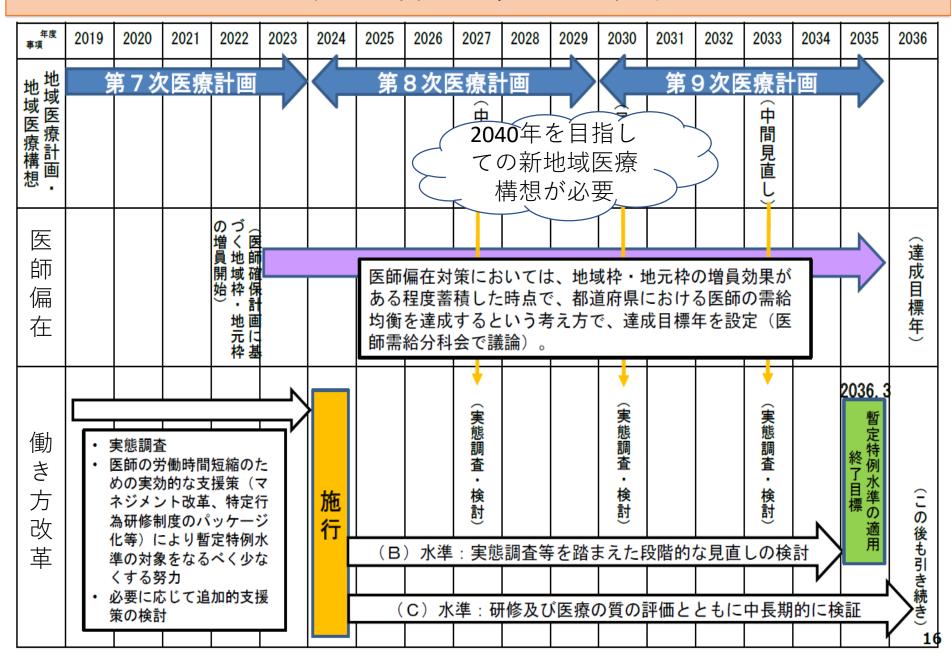
医師<mark>多数</mark>三次医療圏 C県



三位一体改革の工程表

- ①地域医療構想(医療計画)
- ②医師偏在対策 (医師確保計画)
- ③働き方改革

三位一体改革の工程表



パート2 どうなる7対1、 地域包括ケア病棟?



中医協総会

2018年改定の基本的視点について

- 改定の基本的視点については、以下の4点としてはどうか。
- その際、特に、今回の改定が6年に一度の介護報酬との同時改定であり、2025年以降も見据えて 医療・介護の提供体制を構築するための重要な節目となることを踏まえ、地域包括ケアシステムの構築 と医療機能の分化・強化、連携の推進に重点を置くこととしてはどうか。

視点1 地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連携の推進 【重点課題】

視点2 新しいニーズにも対応できる安心・安全で質の高い医療の実現・充実

視点3 医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進

視点4 効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上



診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会 委員名簿

氏 名	所属
池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
池端幸彦	医療法人池慶会 理事長
石川 広己	社会医療法人社団千葉県勤労者医療協会 理事長
おかむら よしたか 古隆	公立大学法人 和歌山県立医科大学 理事長・学長
尾形 裕也	東京大学 政策ビジョン研究センター 特任教授
神野正博	社会医療法人財団董仙会 理事長
島弘志	社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院 病院長
*************************************	法政大学経済学部 教授
武井 純子	社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院 看護部長
たみやなるを	筑波大学 医学医療系 教授
筒井 孝子	兵庫県立大学大学院 経営研究科 教授
林田 賢史	産業医科大学病院 医療情報部 部長
ふじもり けんじ 藤森 研司	東北大学大学院医学系研究科 公共健康医学講座
135 AV HV 1-1	医療管理学分野 教授
本多 伸行	健康保険組合連合会 理事
むとう まさき 武藤 正樹	国際医療福祉大学大学院 教授

〇:分科会長

入院医療のポイント7対1入院基本料の見直し

看護師配置数と重症患者割合 (重症度、医療・看護必要度)

現在の7対1入院基本料における評価指標

評価指標	評価期間(①患者単位、②病棟単位)	施設基準
(1) 重症度、医療·看護必要度	①毎日 ②直近の1か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)
(2) 平均在院日数	①1入院あたり ②直近3か月	18日以内
(3)在宅復帰率	①1入院あたり ②直近6か月間	8割以上

一般病棟における重症度、医療・看護必要度の見直しの考え方 2016年改定

○ 入院医療等の調査・評価分科会のとりまとめを基に、これまでの中医協において資料として提示した考え方を、以下のとおり整理した。

Aモニタリング及び処置等	O点	1点	2点
1 創傷処置 (①創傷の処置(褥瘡の処置を除く)、②褥瘡の処置)	なし	あり	
2 呼吸ケア(喀痰吸引の場合を除く)	なし	あり	
3 点滴ライン同時3本以上の管理	なし	あり	
4 心電図モニターの管理	なし	あり	
5 シリンジポンプの管理	なし	あり	/
6 輸血や血液製剤の管理	なし	あり	/
 7 専門的な治療・処置 ① 抗悪性腫瘍剤の使用(注射剤のみ) ② 抗悪性腫瘍剤の内服の管理 ③ 麻薬の使用(注射剤のみ) ④ 麻薬の内服・貼付、坐剤の管理 ⑤ 放射線治療 ⑥ 免疫抑制剤の管理、 ⑦ 昇圧剤の使用(注射剤のみ) ⑧ 抗不整脈剤の使用(注射剤のみ) ⑨ 抗血栓塞栓薬の持続点滴の使用(シナージの管理 ⑩ ドレナージの管理 	なし		あり
⑪無菌治療室での治療	なし		あり
8 救急搬送(搬送日より1~2日間程度)	なし	/	あり

В	患者の状況等	0点	1点	2点
1	寝返り	できる	何かにつまれ ばできる	できない
2	危険行動	ない		ある
	診療・療養上の指示が じる	はい	いいえ	
4	移乗	できる	見守り・一部介 助が必要	できない
5	口腔清潔	できる	できない	
6	食事摂取	介助なし	一部介助	全介助
7	衣服の着脱	介助なし	一部介助	全介助

○ 手術等の医学的状況	0点	1点
① 開胸・開頭の手術(術当日より5~7日間	問程度)	
② 開腹・骨の観血的手術(術当日より3~	5日間程度)	45.11
③ 胸腔鏡・腹腔鏡手術(術当日より2~3E	間程度)	ത്യ
④ その他の全身麻酔の手術(術当日より1	~3日間程度)	

重症者の定義

A得点が2点 以上かつ B得点が3点 以上の患者

A得点が 3点以上の 患者

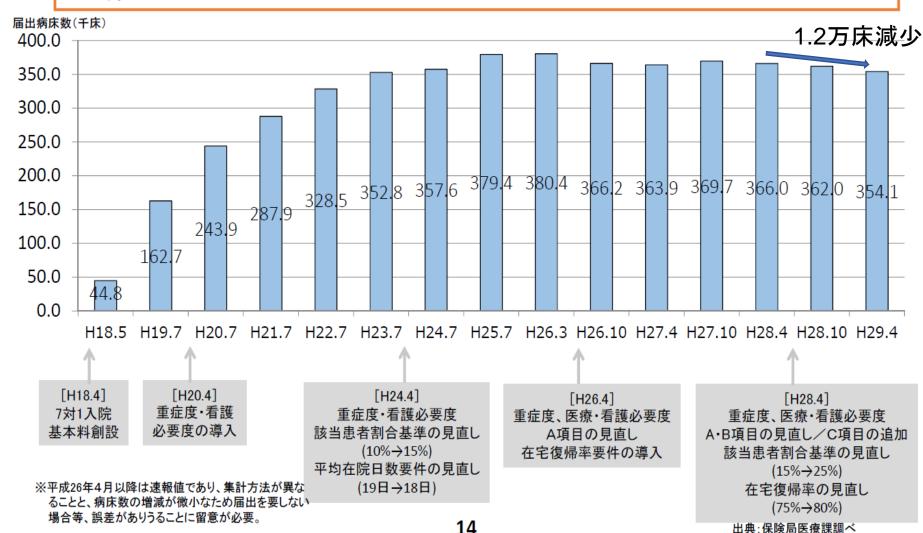
又は

C 1得点が 1点 以上の患者

2016年改定の7対1への影響

一般病棟入院基本料7対1の届出病床数の推移

- 7対1入院基本料の届出病床数は平成18年に創設されて以降増加。
- 平成20年以降、7対1入院基本料の増加は緩やかになり、平成26年度以降は横ばいからやや減少の傾向となっている。



2018年診療報酬改定

7対1, 10対1を統合・再編して 新評価体系へ

一般病棟(7対1)の施設基準による評価について

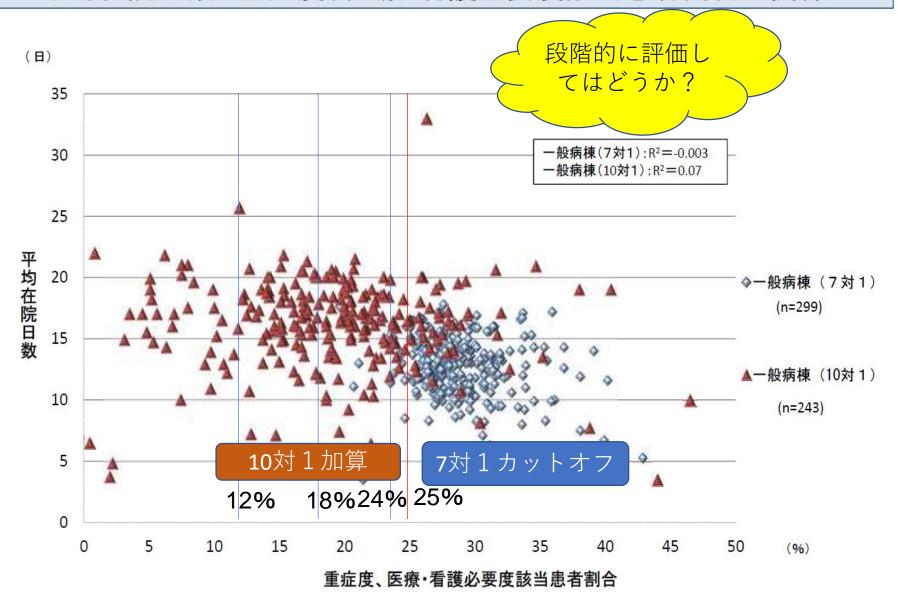
評価項目	評価期間 (①患者単位、②病棟単位)	基準値 (カットオフ値)	
(1)重症度、医療・看護必要度	①毎日 ②直近の 1 か月	2割5分以上 (200床未満は2割3分以上)	
(2)平均在院日数	① 1 入院あたり ②直近 3 か月	18日以内	
(3)在宅復帰率	① 1 入院あたり ②直近 6 か月間	8割以上	

一般病棟(10対1)の加算による評価について

【加算の概要】

名称	点数(1日につき)	基準値
看護必要度加算1	55点	該当患者割合が2割4分以上
看護必要度加算2	45点	該当患者割合が1割8分以上
看護必要度加算3	25点	該当患者割合が1割2分以上

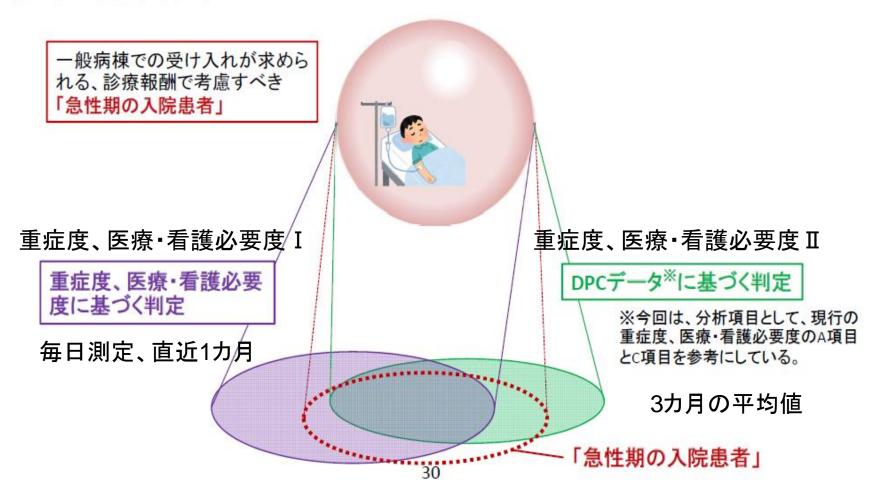
平均在院日数と重症度、医療・看護必要度該当患者割合の関係



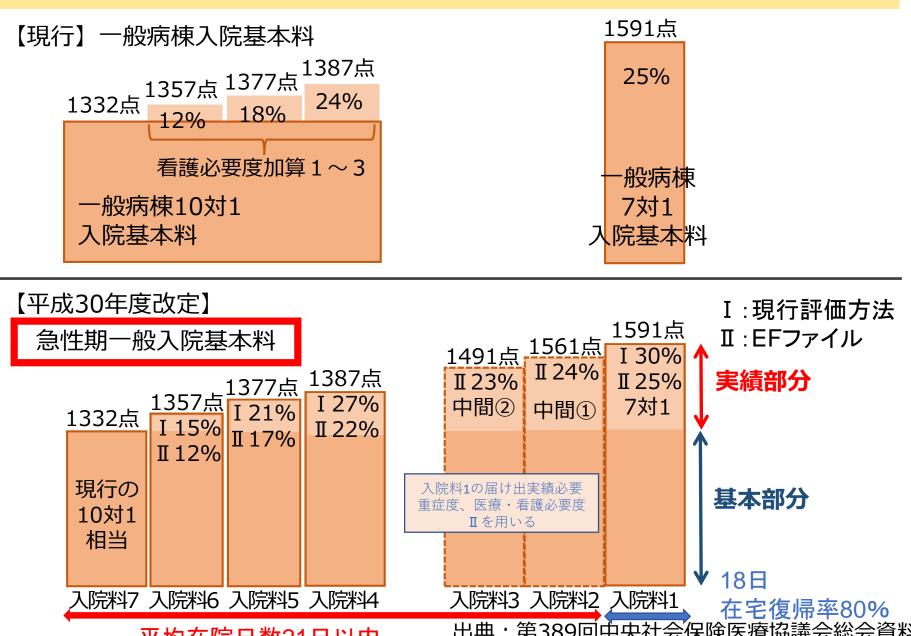


急性期の入院医療における医療・看護の必要性の高い重症な患者を 把握する手法の分析に係る概念図

○ 今回の分析の目的は、医療・看護の必要性が高い重症な患者であって、一般病棟での受け入れが求められる、診療報酬で考慮すべき、「急性期の入院患者」を、把握する評価手法としての合理性等を確認し、手法の特性に応じた整理するもの。



一般病棟入院基本料(7対1、10対1)の再編・統合の具体的なイメージ



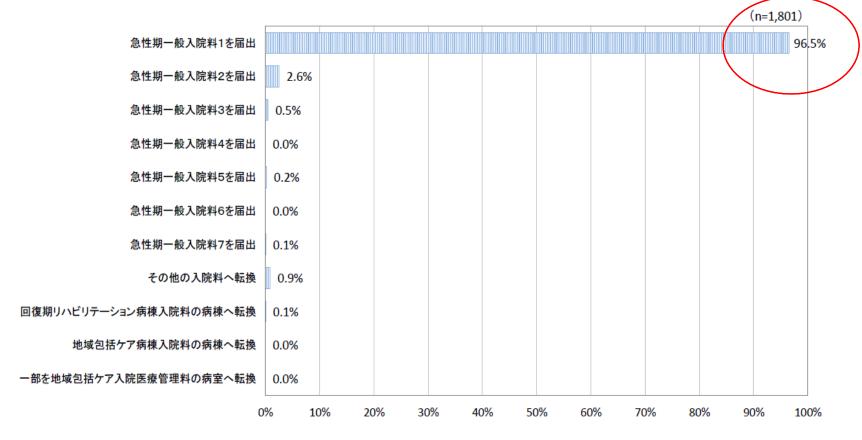
平均在院日数21日以内

出典:第389回中央社会保険医療協議会総会資料

改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた病棟の状況

- 〇 改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた病棟について、平成30年11月1日時点の状況をみると、急性期 一般入院料1を届出ている病棟が最も多かった。
- 急性期一般入院料1以外を届出た病棟の中では、急性期一般入院料2を届出ている病棟が多かった。

改定前に一般病棟(7対1)を届出ていた病棟の平成30年11月1日時点の届出状況

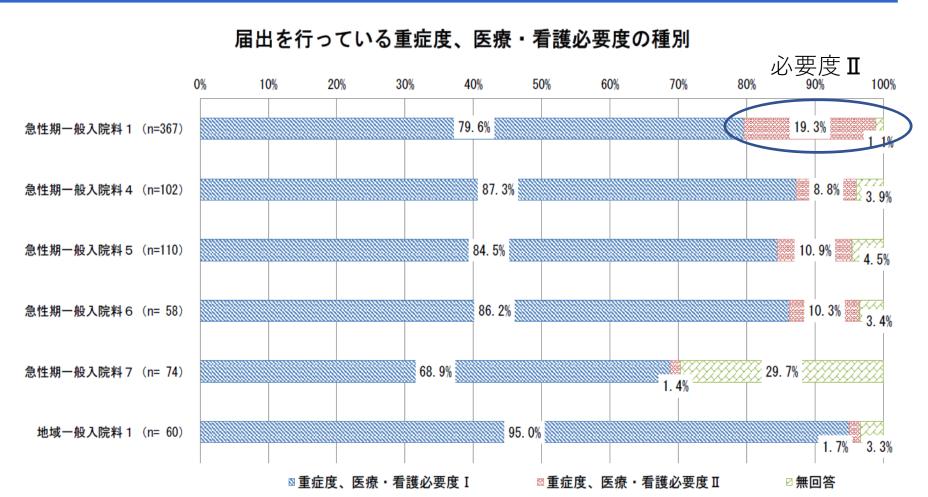


急性期一般入院料と地域一般入院料の改定後の現状(2018年6月)

2017年11月					2018年6月			
一般病棟入 院基本料	合計	急性期 一般入院料1	急性期 一般入院料 2	急性期 一般入院料 3	急性期 一般入院料 4	急性期 一般入院料 5	急性期 一般入院料 6	急性期 一般入院料 7
7対1	1,527	1,480	26	0	3	2	2	0
10対1	2,177	29	4	0	459	689	508	431
13対1	402	0	0	0	2	6	9	5
15対1	744	0	0	0	0	0	1	2

2017年11月			20184	年6月	
一般病棟入 院基本料	合計	地域 一般入院料1	地域 一般入院料 2	世域 一般入院料 3	その他
7対1	1,527	2	0	0	12
10対1	2,177	12	1	4	40
13対1	402	217	143	8	12
15対1	744	11	13	699	18

7対1からのランクダウン45病院 10対1からのランクアップ33病院 差し引き1200床の減 (日本アルトマーク調べ) 2018年11月時点で、7対1病床は 1年前から比べて6498床減 ○ 重症度、医療・看護必要度 II を届出ている施設は、急性期一般入院料1では約2割、急性期一般入院料4~6では1割前後であった。

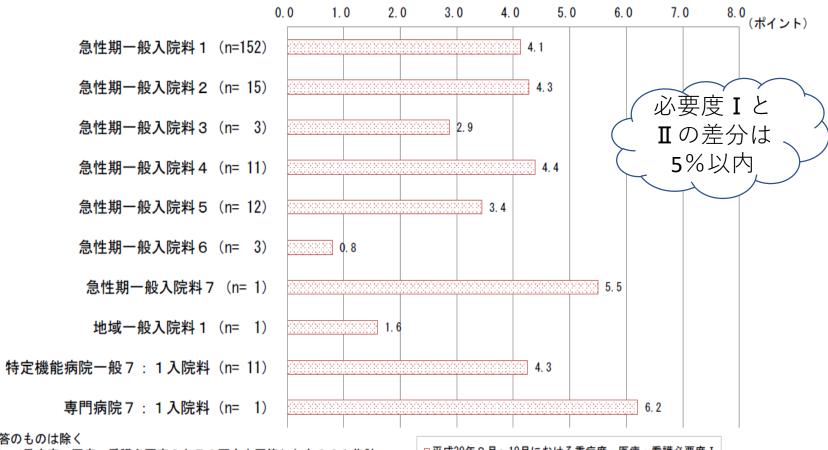


※届出区分無回答のものは除く

重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の差(Ⅰ/Ⅱ)

〇 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の割合について、平成30年において I と II のいずれ も回答した施設における差の平均をみると、急性期一般入院料 1 では 4.1 ポイントの差があった。

重症度、医療・看護必要度 I 及び II の基準を満たす患者割合の差 (平成30年において I・II いずれも回答した施設の比較)



※届出区分無回答のものは除く

※平成30年において重症度、医療・看護必要度 I と II の両方を回答したもののみ集計

□平成30年8月~10月における重症度、医療・看護必要度 I と II の差 [I - II]

出典:平成30年度入院医療等の調査(施設票)

入院医療分科会の再編・統合 ~DPCなど2つのWG設置、内容は非公開に~



中医協総会 2018年5月23日

- 入院医療に関する診療報酬の技術的な検討を行う「入院医療等の調査・評価分科会」と「DPC評価分科会」を再編・統合
- 新たな分科会の下に 「DPCワーキンググループ」(仮称)と「診療 情報・指標等ワーキングループ」(同)を ジングループ」(同)を 設置する厚生労働省案 が了承された。

入院医療分科会の再編・統合

分科会長 武藤

入院医療等の調査・評価分科会

DPC評価分科会

現 行

分科会長 尾形

入院医療等の調査・評価分科会

DPCワーキンググループ (仮称)

診療情報・指標等ワーキンググループ (仮称)

再編後のイメージ

- ○DPCワーキング (山本班長)
 - DPC(診断群分類)、
 - 医療機関別係数等に関する
 - 調査研究・結果分析
- ○診療情報・指標等ワーキング (池田班長)

データ提出加算の提出データ、

医療ニーズやアウトカム等の

指標等に関する調査研究・

結果分析など

2019年厚生労働科学研究「急性期ン誘因患者に 対する医療・看護の必要性と諸君配置等の指標 の開発に関する研究(松田晋哉)

7対1は消える?

- 7対1、10対1は新入院評価体系へ・・・
- ・基本部分は10対1、実績部分の評価は重症度、 医療・看護必要度 Ⅱ へ
- 基本部分、実績部分の内容見直しも今後起きる
- 看護配置に基づく入院基本料から、実績に基づく新入院評価体系へ
- 実績を達成するための入院基本料への変換

看護師集めてなんぼの世界から 実績達成してなんぼの世界へ

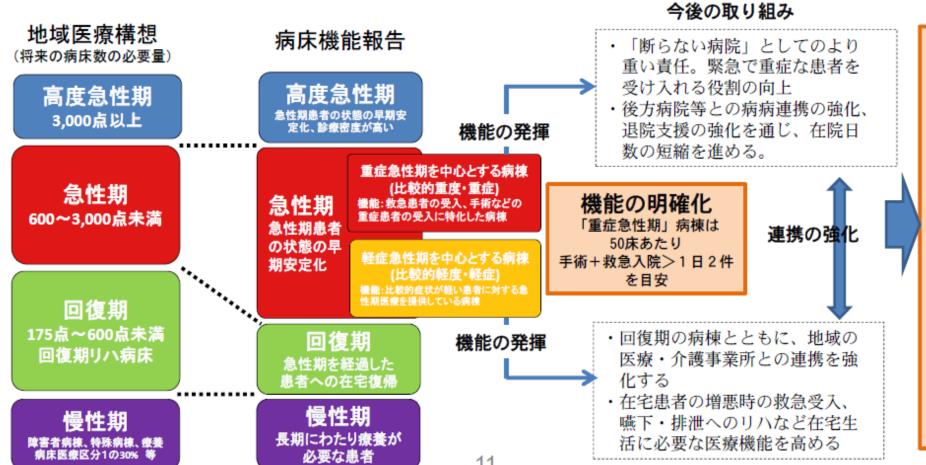
2020年改訂予測

- <u>○7対1は消える?</u>
- ○重症度、医療・看護必要度 II に統一 (B項目がなくなる?)
- ●○基本部分が看護師数のみの評価から多職 種評価になる?
- ○実績部分に再入院率が導入される?
- ●○地域医療構想との関係で急性期機能の選別が始まるだろう

診療報酬と 地域医療構想との関係で 急性期機能が選別される?

急性期の報告の「奈良方式」

● 平成29年の病床機能報告に加え、奈良県の独自の取り組みとして、急性期を重症と軽症に区分する目安を示したうえで報告を求め、施策の対象となる医療機能を明確化し、より効果的な施策の展開を図る。(第7次保健医療計画にも反映させる予定。)



具体的な医療の内容に関する項目と病床機能



第7回地域医療構想に 関するWG 資料2-1 (H29.7.19)

急性期機能を選択した病棟について、「具体的な医療の内容に関する項目」の実施 の有無を確認。

※ 平成28年度病床機能報告において、様式1で急性期機能を報告している病院の病棟のうち、様式2で以下の項目でレセプト件数、算定日数、

算定回数が全て0件と報告された病棟数を算出

急性期病棟と報告している病棟 (11,459病棟)



3. 幅広い手術の実施状況

○全項目該当なし:895病棟(約8%)

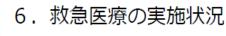
4. がん・脳卒中・心筋梗塞 等への治療状況

○全項目該当なし: 1.572病棟(約14%)



5. 重症患者への対応状況

○全項目該当なし: 9,955病棟(約87%)



○全項目該当なし: 2,170病棟(約19%)

8. 全身管理の状況

○全項目該当なし:610病棟(約5%)

重症 の対応

- ・ハイリスク分娩管理加算
- ・ハイリスク妊産婦共同管理料
- 救急搬送診療料
- •観血的肺動脈圧測定
- 持続緩徐式血液濾過
- 大動脈バルーンパンピング法
- •経皮的心肺補助法
- •補助人工心臓•植込型補助人工心臓
- •頭蓋内圧持続測定
- •血漿交換療法
- •吸着式血液浄化法
- •血球成分除去療法

- 中心静脈注射
- •呼吸心拍監視
- •酸素吸入
- 観血的動脈圧測定
- ドレーン法
- ・胸腔若しくは腹腔洗浄
- 人工呼吸
- •人工腎臓
- •腹膜灌流
- 経管栄養カテーテル交換法

医政局地域医療計画課調べ (平成29年7月時点)

入院患者の評価指標の課題(案)

- 平成30年度診療報酬改定における中医協答申書附帯意見において、入院医療については「入院医療機能のより適切な評価指標や測定方法等、医療機能の分化・強化、連携の推進に資する評価の在り方について引き続き検討すること」とされている。
- 次回改定に向けて、入院患者の医療・看護の必要性に係る指標については、それぞれの入院料に応じて、医療機能をより適切に評価するため、以下の検討が必要。
 - 重症度、医療・看護必要度については、平成30年度改定における評価基準の見直しや、重症度、医療・ 看護必要度Ⅱの創設を踏まえた検討
 - 医療区分については、平成30年度改定における判定方法の見直しを踏まえた検討
 - 回復期リハビリテーション病棟については、平成30年度改定において入院料の評価体系に実績評価を 組み込んだことを踏まえた検討等
- また、中・長期的には、入院医療機能の適切な評価指標や測定方法等について、従来の評価指標以外についても、必要な調査研究を含め、検討する必要があるのではないか。

地域包括ケア病棟

病床機能区分の回復期の主流となる病棟

地域包括ケア病棟

- ・地域包括ケア病棟の役割・機能
 - ①急性期病床からの患者受け入れ
 - 重症度・看護必要度
 - ②在宅等にいる患者の緊急時の受け入れ
 - 二次救急病院の指定や在宅療養支援病院の届け出
 - ③在宅への復帰支援
 - 在宅復帰率
- データ提出
 - 亜急性期病床の果たす機能を継続的に把握する必要性を踏まえ、提供されている 医療内容に関する D P C データの提出

地域包括ケアの地

の地域医療に果たす役割を踏まえた要件(案)

中 医 協 総 一 2 2 5 . 1 1 . 2 7 (改

注:介護施設等、自宅・在宅医療から直接、急性期・高度急性期の病院へ入院することも可能。

急性期



①急性期からの受け入れ

入院患者の重症度、看護必要度の設定 なと

亜急性期·回復期等

実際には

④「一般病棟代替機能」 もある。

短期滞在手術 化学療法 糖尿病教育入院 レスパイト入院

②在宅•生活復帰支援

在宅復帰率の設定 など

長期療養 介護等



③緊急時の受け入れ

- ・二次救急病院の指定
- ・在宅療養支援病院の届出 など



地域包括ケア病棟・病室における患者の流れ

診調組 入一1 29.6.7

- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の入棟元をみると、自院の7対1、10対1病床からの患者が最も多い。
- 地域包括ケア病棟・病室入棟患者の退棟先をみると、自宅への退棟が約6割で、そのうち在宅医療の 提供のない患者が大部分を占める。

【入棟元】(n=1,395)

自宅		26. 7%			
	自院の7対1、10対1病床	49. 4%			
自院	自院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 4%			
	自院の療養病床	0. 0%			
	他院の7対1、10対1病床	13. 5%			
他院	他院の地域包括ケア・回リハ病床	0. 1%			
	他院の療養病床	0. 4%			
介護療養型医療施設					
介護	1. 2%				
介護	老人福祉施設(特養)	1. 2%			
居住系介護施設					
障害	0. 0%				
そのイ	1. 9%				
不明	不明				

出典: 平成28年度入院医療等の調査(患者票)

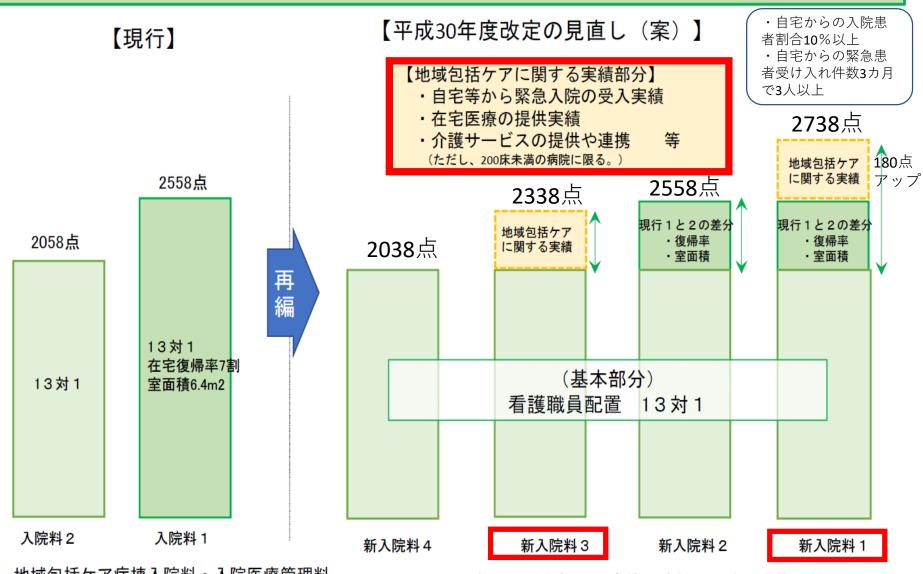
地 域 包 括 ケ 病 棟 病 室

【退棟先】 (n=438)

			在宅医療の提供あり	7. 3%	
65			在宅医療の提供なし	55.0%	
自宅等	介護	老人福祉施設(特養	E)	4. 1%	
寸	居住	系介護施設(グルー	-プホーム等)	4. 8%	
	障害	者支援施設		0.0%	
	一般	病床		1. 4%	
	地域	包括ケア病床・回復	夏期リハ病床	0. 9%	
自院	唐羊	幸 古	在宅復帰機能強化加算あり	0. 9%	
	療養		在宅復帰機能強化加算なし	1. 4%	
	その	他の病床		0. 2%	
	一般	病床		2. 7%	
	地域包括ケア病床・回復期リハ病床			0. 2%	
他院	療養病床		在宅復帰機能強化加算あり	0.0%	
			在宅復帰機能強化加算なし	0. 5%	
	その他の病床			0. 5%	
有床記			在宅復帰機能強化加算あり	0.0%	
有坏。	乡原门		在宅復帰機能強化加算なし	0. 2%	
		介護療養型医療施	設	0. 5%	
介護	bt: ≘n.		在宅強化型	1. 4%	
) でで	他政	介護老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算あり	0. 5%	
			上記以外	3. 2%	
死亡退院				3. 2%	
その作	その他				
不明 11					



地域包括ケア病棟入院料の再編・統合のイメージ



地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

(新) 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料

どうなる地域包括ケア病棟?

- 実績要件の見直しか?
 - 入院料1、3の自宅からの入院要件、看取り指 針が入院料2,4にも拡大?
 - ・在宅医療等の提供要件(以下の**4**項目のうち**2**つ 以上)
 - ①訪問診療
 - ②訪問看護
 - ③開放型病床の共同指導
 - ④同一敷地内での訪問介護、訪問看護、訪問リハビ
 - ・在宅医療等の提供件は2項目から3項目以上へ拡 大か?

地域包括ケア病棟 2191病院、73,832 床(2018年6月)

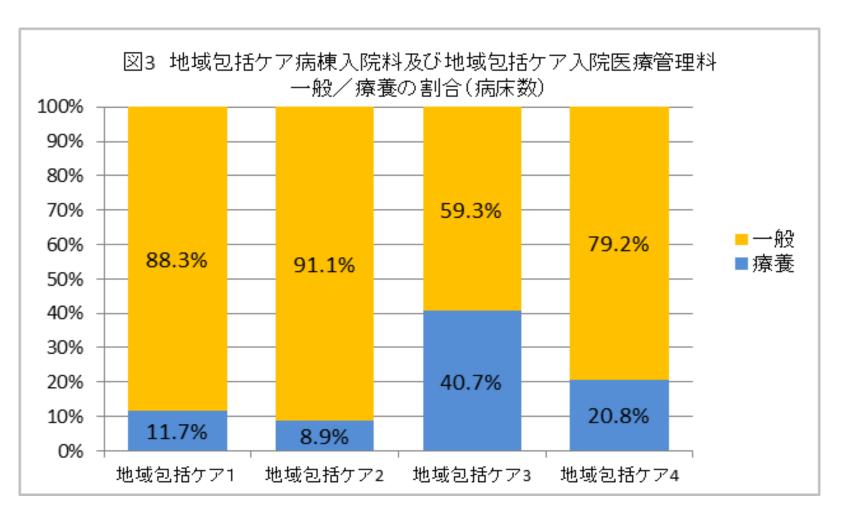




■地域包括ケア1 ■地域包括ケア2 ■地域包括ケア3 ■地域包括ケア4 (日本アルトマーク調べ)

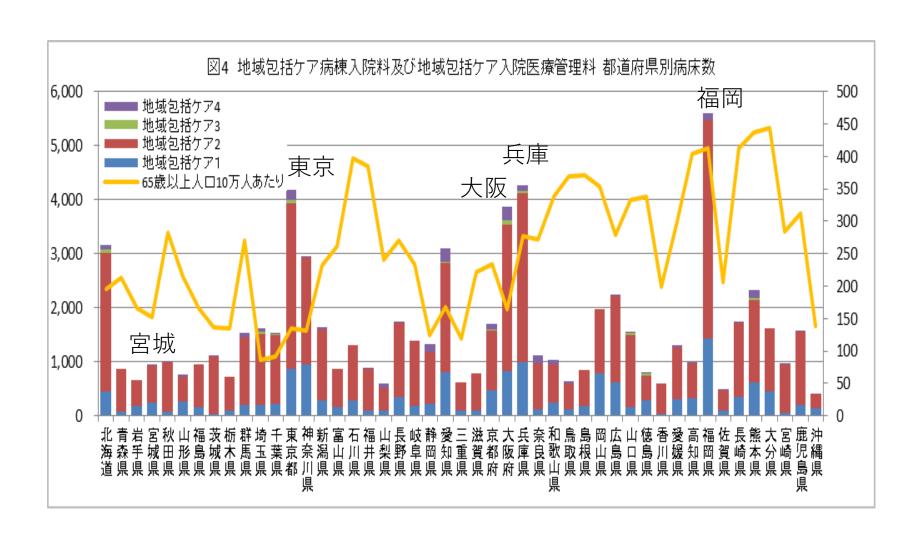
地域包括ケア病棟

一般病床からの転換9割、療養からの転嫁1割



日本アルトマーク調べ

都道府県別地域包括ケア病棟



地域包括ケア病棟ウェブセミナー (2019年1月21日)



パート3 どうなる療養病床と 介護医療院?







療養病床に関する経緯①

S48(1973) 老人福祉法改正 老人医療費無料化

○ 「**老人病院**」が増加。施設代わりの病院利用が促進。併せて医師、看護師の配置の薄い病院が増加 (社会的入院問題)



S58(1983) 「特例許可老人病院」制度化

○ 老人病院を医療法上「**特例許可老人病院**」と位置づけ、診療報酬上、**医師、看護師の配置を減**らし<u>介</u> **護職員を多く配置**する等の介護機能等の点を評価 (診療報酬は一般病院よりも低く設定)



H5(1993) 医療法改正 「療養型病床群」の創設

○ <u>一般病院における長期入院患者の増加に対応</u>し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床として「<u>療養型病床</u> 群」を創設(病床単位でも設置できるようにする)。



H12(2000) 介護保険法施行 H13(2001) 医療法改正 「療養病床」の創設

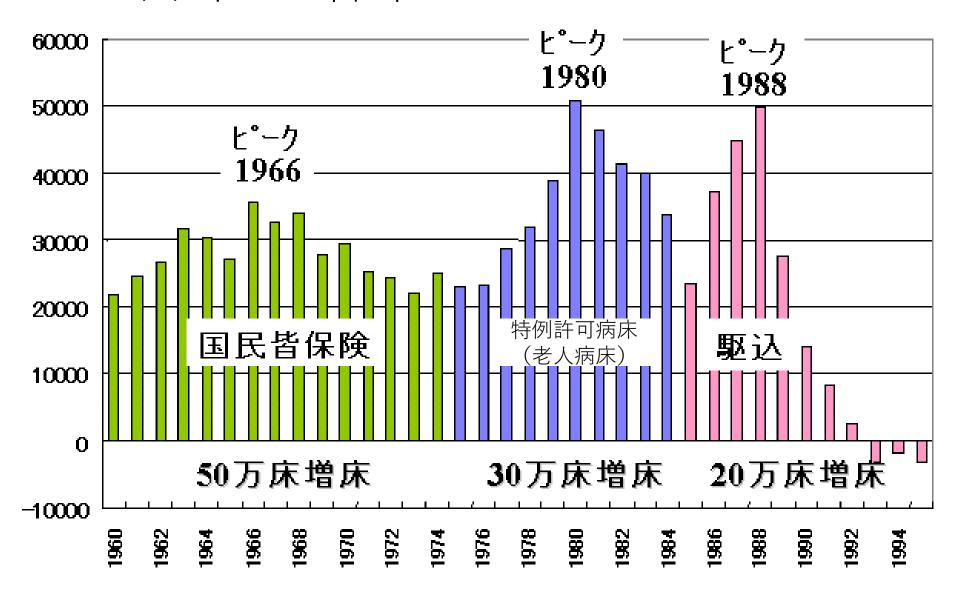
【介護保険法施行】

- <u>療養病床の一部 (※1)</u> について、<u>介</u> <u>護保険法上</u>、主として長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行う「介護療養型医療施設」 (※2) として位置づけ(介護療養病床)
- ※1 介護保険法施行時(2000年)は、医療法改正までの間、 療養型病床群として位置づけられていた。
- ※2 介護療養型医療施設の一類型として、医療法上の認知症疾患療養病棟(精神病床)を併せて位置づけ。

【医療法改正】

○ <u>療養型病床群と老人病院(特例許</u> <u>可老人病院)を再編し、「療養病床」</u> に一本化

日本の増床三つのピーク



療養病床に関する経緯③

H23(2011) 介護保険法改正 2017年度末 介護療養病床の廃止・転換期限をH29年度末まで延長

○ 介護療養病床の<u>老健施設等への転換が進んでいない現状</u>を踏まえ、転換期限をH29年度末まで 6年延長(※平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない)

【介護保険法改正の附帯決議】

介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

<療養病床数の推移>

	H18(2006).3月	H24(2011) .3月	<参考>H27(2015).3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床 (△ 4.4万床)	6.3万床 (△5.9万床)
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床 (+0.5万床)	27.7万床 (+1.5万床)
合 計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

^{※1} 括弧内は平成18年(2006)との比較

^{※2} 病床数については、病院報告から作成

医療療養病床(20対1・25対1)と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上4:1 (診療報酬基準でいう20対1に相当)以上とされているが、同施行規則(附則)に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6:1 (診療報酬基準でいう30対1に相当)以上とされている。

※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床		小芸術業会士	
		20対1	25対1	介護療養病床	
	医師	48:1(3人以上)	48:1(3人以上)	48:1 (3人以上)	
人員	看護師及び 准看護師	20:1 (医療法では4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末 まで経過的に6:1が認められている。)	6:1 (診療報酬基準でいう30:1に相当) (医療法では、4:1が原則だが、29年度末まで経過 的に6:1が認められている。)	
	看護補助者	20:1 (医療法では、4:1)	25:1 (医療法では、4:1が原則だが、29年度末 まで経過的に6:1が認められている。)	_	
	介護職員	_	_	6:1	
施設基	準	6.4㎡以上	6.4㎡以上	6.4㎡以上	
設置の)根拠	医療法(病院·診療所)	医療法(病院·診療所)	医療法(病院・診療所)	
病床数	Į.	約12.8万床(※1)	約8万床(※1)	約6.3万床(※2)	
		医療保険			
		療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本 14	コノ木 強化型A、療養機能強化型B、 その他	
(※1)施設基準届出(平成25年7月1日現在) (※2)病院報告(平成27年3月分概数)		2017年度	末までに廃止		

^(※2)病院報告(平成27年3月分概数)

^(※3)療養病棟入院基本料は、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類に基づき評価。介護療養施設サービス費は、要介護度等に基づく分類に基づき評価。

療養病床の一本化



2017年11月17日 中医協総会

医療区分の項目見直し

療養病棟入院基本料について(平成28年4月以降)

療養病棟入院基本料 1

【施設基準】

①看護配置:20:1以上 ②医療区分2・3の患者が8割以上

	医療区分	医療区分	医療区分
ADL 区分3	1, 810点	1, 412点	967点
ADL 区分2	1, 755点	1, 384点	919点
ADL 区分1	1, 468点	1, 230点	814点

療養病棟入院基本料 2

【施設基準】

①看護配置25:1以上 ②医療区分2・3の患者が5割以上

	医療区分	医療区分	医療区分
ADL 区分3	1,745点	1, 347点	902点
ADL 区分2	1,691点	1, 320点	854点
ADL 区分1	1, 403点	1, 165点	750点

医療区分

医【疾患·状態】

・スモン ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態

(医療処置)

- ・24時間持続点滴・中心静脈栄養・人工呼吸器使用・ドレーン法・胸腹腔洗浄
- ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理
- ・酸素療法(常時流量3U分以上を必要とする状態等)

【疾患·状態】

- ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患
- その他の難病(スモンを除く)
- ·脊髓損傷(頸髓損傷)·慢性閉塞性肺疾患(COPD)
- ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症
- ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内・脱水かつ発熱を伴う状態
- 体内出血・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態・播瘡・末梢循環障害による下肢末端開放創
- ・せん姿・うつ状態・暴行が毎日みられる状態(原因・治療方針を医師を含め検討)

【医療処置】

- ・透析・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養・喀痰吸引(1日8回以上)
- 気管切開・気管内挿管のケア・頻回の血糖検査
- ·創傷(皮膚潰瘍 ·手術創 ·創傷処置)
- ・酸素療法(医療区分3に該当するもの以外のもの)

医療区分1

医療区分2・3に該当しない者

ADL区分

ADL区分3: 23点以上

ADL区分2: 11点以上~23点未满

ADL区分1: 11点未満

当日を含む過去3日間の全動務帯における患者に対する支援の レベルについて、下記の4項目に0~6の範囲で最も近いものを記 入し合計する。

新入院(転棟)の場合は、入院(転棟)後の状態について評価する。

- (0. 自立、1. 準備のみ、2. 観察、3. 部分的援助、
 - 4. 広範な援助、5. 最大の援助、6. 全面依存)

項目	支援のレベル
a ベッド上の可動性	0~6
b 移乗	0~6
C 食事	0~6
d トイレの使用	0~6
(合計点)	0~24

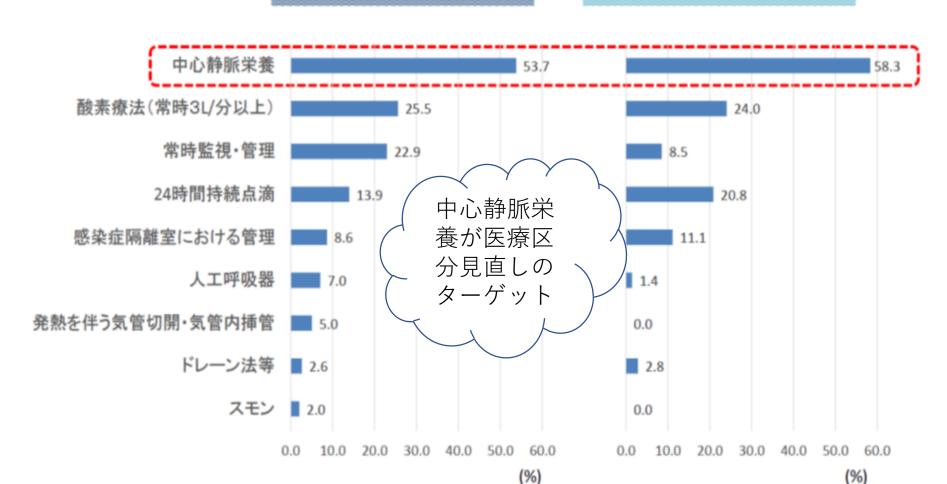
医療区分3の項目別の該当患者割合

○ 医療区分3の患者について、医療区分3の要件である項目の該当割合をみると、療養病棟 入院料1・2ともに医療処置として「中心静脈栄養」に該当する患者割合が最も多い。

医療区分3該当患者 (n=1113)

療養病棟入院料1(n=1037)

療養病棟入院料2 (n=76)



医療療養2の療養1への一本化

療養病棟入院基本料の概要

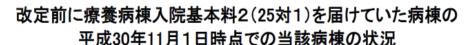
	療養病棟入院基本料1(療養1)	療養病棟入院基本料 2 (療養2)
入院料	医療区分 1 814点~967点 医療区分 2 1,230~1,412点 医療区分 3 1,468~1,810点	医療区分1 750点~902点 医療区分2 1,165点~1,347点 医療区分3 1,403点~1,745点
看護職員※	20:1 (医療法で4:1相当)	25 : 1
看護補助者※	20:1 (医療法で4:1相当)	25 : 1
その他	・医療区分2と3の患者の合計が <u>8割以上</u> ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価	・医療区分2と3の患者の合計が <u>5割以上</u> ・褥瘡患者の発生割合等を継続的に評価

[※] 療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護職員及び看護補助者の人員配置は、本則上4:1(診療報酬基準でいう20:1に相当)以上とされているが、同施行規則(附則)に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6:1(診療報酬基準でいう30:1に相当)以上とされている。

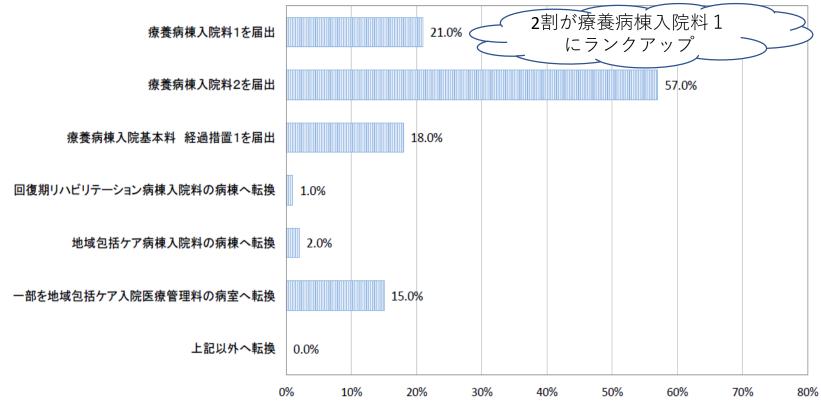
[※] 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

改定前に療養病棟(25対1)を届出ていた病棟の状況

- 〇 改定前に療養病棟入院基本料2(25対1)を届出ていた病棟について、平成30年11月1日時点の状況を みると、療養病棟入院料2を届出ている病棟が最も多かった。
- 次いで、療養病棟入院料1、療養病棟入院基本料の経過措置1を届出ている病棟が多かった。







介護医療院の創設

介護療養病床、25対1療養病床から 介護医療院への移行

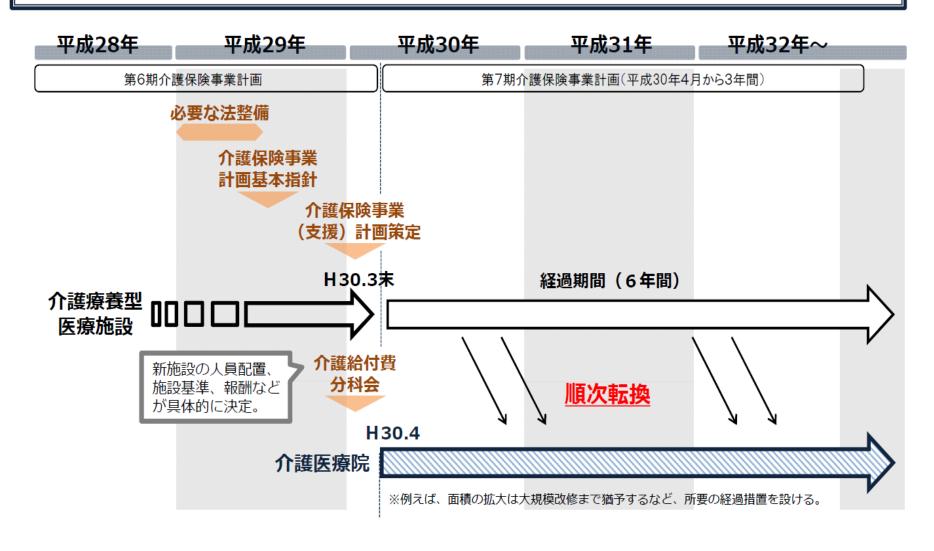
1. 医療機能を内包した施設系サービス

● 平成29年度末に設置期限を迎える介護療養病床等については、現在、これらの病床が果たしている機能に着目し、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応、各地域での地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の実情等に応じた柔軟性を確保した上で、その機能を維持・確保していく。

	新たな施設		
	(I)	(II)	
基本的性格	要介護高齢者の長期療養・生活施設		
設置根拠(法律)	介護保険法 介護医療院 ※ <u>生活施設としての機能重視</u> を明確化。 ※ 医療は提供するため、医療法の医療提供施設にする。		
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する 認知症高齢者 等 (<u>療養機能強化型 A・B 相当</u>) 左記と比べて、容体は比較的安定した者		
施設基準 (最低基準)	 介護療養病床相当 (参考:現行の介護療養病床の基準) 医師 48対1(3人以上) 看護 6対1 介護 6対1 ※ 医療機関に併設される場合、人員配置基準の弾力化 ※ 介護報酬については、主な利用者像等を勘案し、適切 	老健施設相当以上 (参考:現行の老健施設の基準) 医師 100対1(1人以上) 看護 介護 3対1 介護 ※ うち看護2/7程度 沈を検討。 切に設定。具体的には、介護給付費分科会において検討。	
面積	老健施設相当(8.0 ㎡/床) ※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシー に配慮した療養環境の整備を検討。		
低所得者への配慮 (法律)	補足給付の対象		

介護医療院に関するスケジュールのイメージ

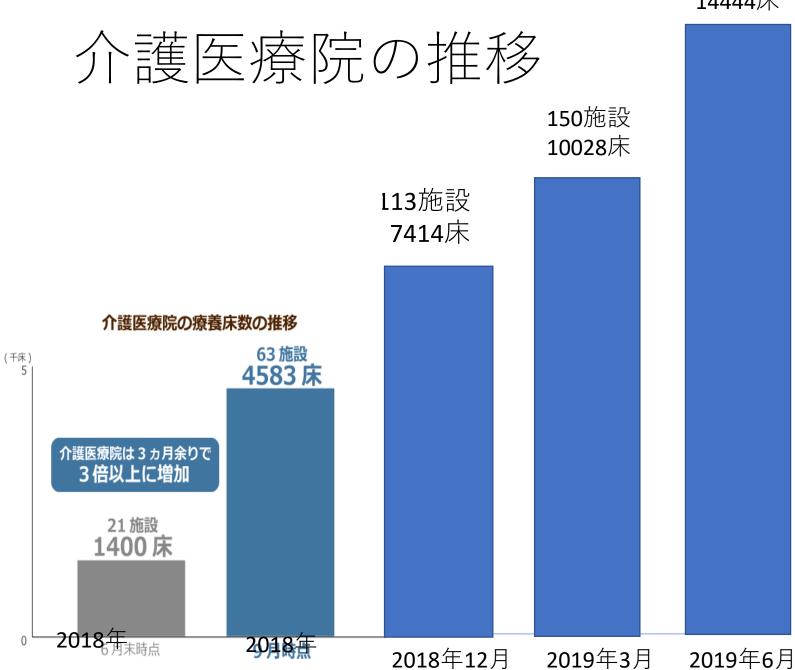
- 介護医療院の創設に向けて、設置根拠などにつき、法整備を行った。
- 平成29年度末で設置期限を迎えることとなっていた介護療養病床については、その経過措置期間を6年間 延長することとした。



介護医療院の促進加算

- 【移行定着支援加算】93単位/日
 - 介護医療院の療養環境や医療必要度に応じて加算のメリハリをつける
 - ・ただし最初の3年の中で、転換後1年のみ。
- 3年目からは、一般病床からの転換や新設も認める?ただし、介護施設の総量規制の中
- •療養病床2の1への一本化で、療養病床2から介護医療院への転換を促す
- 従来の介護療養病床の基本報酬は適正化?
- 介護医療院が老健、特養に与えるインパクト大

施設 床



介護医療院





療養室

食堂 兼 談話室・レクリエーションルーム

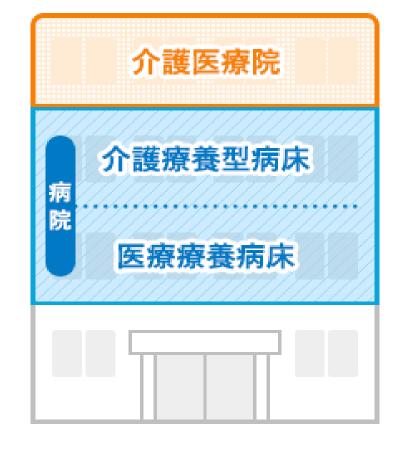
かしま病院介護医療院(2018年10月1日) 福島県いわき市

介護医療院は 究極の医療と介護の連携

▼ 法改正前



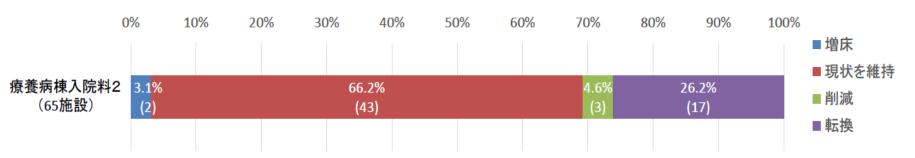
▼ 法改正後



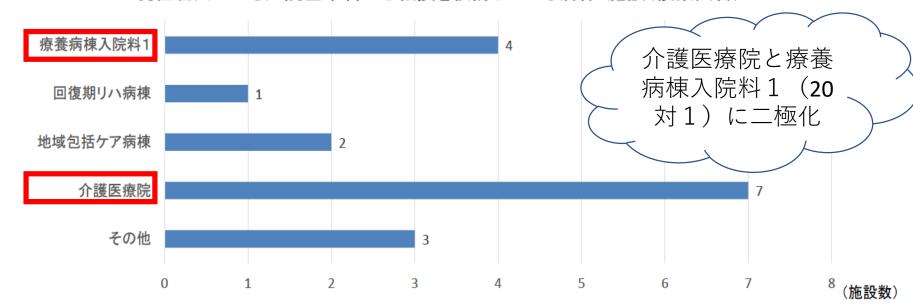
療養病棟入院料2を届出ている病棟の今後の届出の意向

○ 療養病棟入院料2を届出ている病棟のうち、26.2%が他の病棟等への転換の意向があった。移行 先としては、介護医療院、療養病棟入院料1の順に多かった。

療養病棟入院料2を届出ている病棟の今後の届出の意向



現在届出ている入院基本料から転換を検討している病棟・施設(複数回答)



医療と介護のクロスロード to 2025

- 2月20日緊急出版!
- 2018年同時改定の「十字 路」から2025年へと続く 「道」を示す!
- 医学通信社から2018年2月出版予定本体価格 1,500円 + 税





ご清聴ありがとうございました



フェース ブックで 「お友達募 集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索|

🛑 クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで mutoma@iwhw.ac.jp